

第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2023-2026)(中間案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

- 趣旨
「三重県ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由に活動し平等に参加できる社会の実現をめざす基本的な計画(計画期間:2023~2026年)として策定
- UDをとりまく三重県の状況
・障がい者、高齢者、外国人等、配慮を必要とする方が共生する社会
- UDをとりまく環境の変化
・「新しい生活様式」、DX、SDGsの取組の進行
・「地域共生社会」、「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組の進行
・障がい者差別の解消に向けた取組の進行
・三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーの活用

第2章 第4次推進計画における取組の検証

	成果	課題
UDの意識(ハート)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルプマーク」の普及啓発(認知度78.2%)、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発、学校出前授業の実施等 ・三重とこわか大会等に伴う障がい者スポーツの充実、農福連携、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組等 ・「UDの意味を知っており、関心もある」県民の割合は53.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルプマーク」を示しても声かけがない ・おもいやり駐車場の利用マナーがよくない ・「新しい生活様式」の中で、配慮や支援を受けづらい
まちづくり(ハード)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間(幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機)の整備 ・交通システム(鉄道駅の段差解消等)のバリアフリー化の推進 ・「県有施設のためのUDガイドライン」による施設整備 ・県有施設のバリアフリー化情報の提供 ・「多くの人々が利用する施設が使いやすくなったと実感する」県民の割合は72.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の社会参加の機会の確保や高齢化の進展への対応のため、より高い水準による、より身近な施設の整備が求められている
製品・情報・サービスの提供(ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した、だれもがわかりやすい情報提供 ・「UDイベントマニュアル」を活用した、だれもが参加しやすいイベント実施 ・「UDに配慮された情報・サービス提供を実感する」県民の割合は63% 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品・情報・サービスの提供といったソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い

取組の視点

第3章 第5次推進計画の取組

取組の方向性

- ・「バリアフリー法」改正による「心のバリアフリー」の取組の推進
- ・「地域共生社会」の実現に向けて
- ・近隣府県での「大阪・関西万博」「アジア競技大会」開催
- ・法律の改正に伴う、障がい者差別の解消に向けた取組の推進

- ・県民のUDへの関心度を高め、おもいやりのある行動につなげる
- ・公共交通機関の移動円滑化に積極的に取り組む
- ・合理的配慮の提供につながるよう、サービス提供者へUDの意識の浸透を図る

計画の目標(めざす姿)

だれもが自分らしく生きられる三重づくり

~すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり~

ハートの取組

UDの意識づくり(施策体系1)

- 「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- UDアドバイザー養成講座の開催等による人材育成
- UDの認識を深める学習活動の促進(追加)
- 障がい者スポーツの充実(拡充)
- 認知症の正しい理解の促進(拡充) など

ハードの取組

だれもが暮らしやすいまちづくり(施策体系2)

- 駅舎のバリアフリー化(段差解消、多機能トイレの設置、ICカードシステムの導入等)の支援(拡充)
- タクシー・バス事業者が行うバリアフリー化(UDタクシー、ノンステップバスの導入等)の支援(拡充)
- 「県有施設のためのUDガイドライン」の周知と市町や民間の公共的施設への展開
- UDに配慮された遊具が設置された公園の情報提供(拡充) など

ソフトの取組

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(施策体系3)

- 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の改訂と多様な主体への展開によるわかりやすい情報の発信の促進(拡充)
- 「新しい生活様式」に配慮した「UDイベントマニュアル」の改訂(拡充)
- SNS等を活用したUDに関する情報提供(拡充)
- 公職選挙における障がいのある方の投票への支援(追加)
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の周知啓発など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制
三重県UDのまちづくり推進協議会および市内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携
県民の皆さん一人ひとり、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割・連携

IV・V 計画の進捗管理と見直し
毎年度取組内容の確認と公表、情勢をふまえて適時見直し
VI 計画に掲げる施策とSDGsの関係
各施策とSDGsの関係性を明示